平成２４年（フ）第２２１号
富山市清水元町５番４―105号　ラフィネ清水Ｂ
債務者　島崎　麻衣
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２３号
富山市鍋田３番52号
債務者　大野　信行
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６７号
石川県小松市八幡ト10番地、従前の住所石川県小松市原町ト17甲番地
債務者　奥村喜与子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第２７号
長崎県対馬市厳原町西里113番地10、前住所長崎県対馬市厳原町西里27番地
債務者　初村みゆき
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
宮崎県日南市瀬貝１丁目５番６号
債務者　福田　秀彦
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
宮崎県日南市大字下方2343番地14
債務者　宮元美和子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
岩手県九戸郡洋野町種市第39地割８番地180
債務者　橋本　宏治
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
青森県八戸市小中野８丁目12番18号　小中野ドリームマンション405、前住所青森県八戸市下長５丁目２番２―18号　市営住宅
債務者　中村　正樹
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第５３６号
熊本市西区島崎２丁目30番16号　コーポ井芹101号
債務者　佐藤　千里
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５９５号
熊本市北区清水東町２番49号　清水東ハイツ102
債務者　福原　加奈
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５５６号
栃木県那須塩原市島方446番地７
債務者　大平　義彦
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５８６号
栃木県宇都宮市南高砂町８番25号　コーポエンゼル103号
債務者　末吉　業貴
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６０３号
栃木県宇都宮市下平出町1213番地、前住所栃木県那須塩原市下田野424番地33
債務者　片股　伸之
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６０６号
栃木県宇都宮市西川田町1010番地３
債務者　小林　　実
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６１１号
栃木県宇都宮市竹下町754番地１　斉藤ハイツ２号棟111号室、前住所栃木県宇都宮市緑３丁目17番26号　レオパレスグリーンヒルズ110号室
債務者　岩根　武志
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６１４号
栃木県宇都宮市西原３丁目７番２号、前住所栃木県佐野市堀米町3694番地　アルコイーリス105
債務者　井上　雄貴
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係